

質問第二二四号

森林再生のための新制度創設に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十四年八月九日

森
まさこ

参議院議長 平田健二殿

森林再生のための新制度創設に関する質問主意書

福島県内の森林は東京電力原子力発電所事故の影響で、未だに立入りができない森林が数多くある。それにもかかわらず、環境省が作成した「除染関係ガイドライン」に基づく除染では、森林の除染は不十分であり、森林施業の停滞や森林の有する公益的機能への影響が危惧される。このような状況に鑑み、以下、政府の見解を質問する。

一 政府は森林再生のため、間伐などの林業的手法による森林整備と放射性物質の除去を一体的かつ効率的に実施するための事業を創設しないのか。

二 政府は放射性物質により汚染されたきのこ原木林の再生のための萌芽更新施業や路網の整備と除染を組み合わせた事業を創設しないのか。

三 政府は除染等により発生した木質資源の有効活用とその減容化のために、木質バイオマス発電施設整備に向けた支援策の拡充を行わないのか。

右質問する。

